

あなたの法人は
大丈夫ですか？



こんなとき、
登記申請が必要です

- 理事に変更がなくても、
定款で定められた任期が到来した場合
- 登記されている理事が、
辞任等により交代した場合
- 登記されている理事の
住所や氏名に変更があった場合
- 主たる事務所が移転したときなど、
上記以外の登記事項に変更があった場合

このような場合、法務局へ登記申請が必要です

これらに該当する場合は、変更が生じた日から2週間以内に登記を申請してください。登記手続案内の事前予約は[こちら](#)へ



登記申請の前に・・・

1 法務局で発行する 「履歴事項全部証明書」等の証明書で確認すること

- (1) 法務局で登記している役員(理事)は誰なのか
- (2) 登記している理事の就任又は重任の日付はいつなのか

以上のことを、
履歴事項全部証明書等の「役員に関する事項」欄で
確認します(例1、2参照)。

2 法人の定款で確認すること

- (1) 上記1で確認した理事は任期が満了していないか
定款「役員の任期」に関する規定を確認します。

① 任期満了の場合

任期満了により改選した結果、

- ・ 理事に変更があった場合
- ・ 同じ理事が再任した場合

どちらも登記が必要です。

② 任期中の場合

任期中に登録されている理事について、

・ 辞任 ・ 住所移転 ・ 氏名変更 等があった場合

いずれも登録が必要です。

任期について
詳細は 4 ページへ



(2) 登記すべき理事は誰なのか

定款「職務」に関する規定を確認します。

① 「理事長は、この法人を代表し…」とある場合
理事長を理事として登記しなければなりません。

② 「理事は、この法人を代表し…」とある場合
理事全員を登記しなければなりません。

(3) 理事及び理事長の選任機関は何か

定款「選任等」の役員の選任方法についての規定を確認します。

【理事】	・総会	・理事会
【理事長】	・理事の互選	・理事会

・例 1

定款で代表権を制限している場合
(理事長が法人を代表する旨の定めあり)

役員に関する事項	新潟市中央区西大畑町1番地 理事 法 務 太 郎	令和3年12月1日就任
		----- 令和3年12月12日登記
	新潟市中央区西大畑町1番地 理事 法 務 太 郎	令和5年12月1日重任
		----- 令和5年12月10日登記

・例 2

定款で理事が法人を代表する旨の定めあり
(理事各自代表)

役員に関する事項	新潟市中央区西大畑町1番地 理事 法 務 太 郎	令和5年12月1日重任
		----- 令和5年12月10日登記
	新潟市中央区西大畑町1番地 理事 法 務 花 子	令和5年12月1日重任
		----- 令和5年12月10日登記
	新潟市中央区西大畑町1番地 理事 法 務 一 郎	令和5年12月1日重任
		----- 令和5年12月10日登記

新潟地方法務局 法人登記部門(025-226-0955)
商業・法人登記に関する登記手続案内の
[事前予約はこちらへ](#)

特定非営利活動法人の役員について

第1章 理事の任期

理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とされており、再任を妨げない（特定非営利活動促進法第24条第1項）とされています。ただし、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあつては、定款により、後任者が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後、最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる（法第24条第2項）とされています。

法第24条第2項の「任期の末日後最初の社員総会」とは、通常総会のほか、臨時に開催される社員総会も含まれると解されています。

なお、社員総会以外の方法により理事を選任する旨を定款で定めている法人については、役員の任期を伸長することができません。

第2章 任期の起算方法

任期の計算は、民法第140条の規定に従うこととなります。

※ 民法第140条

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

第3章 理事長の予選

任期が満了する前に役員（理事、監事等）をあらかじめ選任することを予選といいます。合理的な期間内であれば、役員（理事、監事等）の予選は許容されていますが、理事会で理事長を選定するに当たっては、理事の就任の効力が発生した後でなければなりませんので注意が必要です。

なお、退任する理事全員が再任となる場合には、現理事による理事会で理事長を予選することができると解されています。したがって、退任する理事全員が再任となる場合を除いては、理事長の予選はできません。